

(抜粋版)

農政新時代

～努力が報われる農林水産業の実現に向けて～

＜農林水産分野におけるTPP対策＞



平成28年1月
農林水産省

I 大筋合意の概要 (2) 重要5品目等の交渉結果

	品目	現在の関税率	合意内容
林産品	合板	10%、 8.5%(熱帯木材14種)、 6%(その他熱帯木材、広葉樹、針葉樹)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいものについては、16年目までの長期の関税撤廃期間+セーフガード。 マレーシア: 熱帯木材14種合板、その他熱帯木材合板、広葉樹合板 ベトナム: 広葉樹合板、その他熱帯木材合板(一部)、針葉樹合板(一部) カナダ、NZ、チリ: 針葉樹合板 上記以外のものについては、11年目までの関税撤廃。
	SPF製材 ※トウヒ属・マツ属・ モミ属(Spruce、Pine、 Fir)の製材。	4.8%	<ul style="list-style-type: none"> 輸入額の大きいカナダに対しては、16年目までの長期の関税撤廃期間+セーフガード。その他の国に対しては、11年目までの関税撤廃期間。ただし、ニュージーランドについては、即時関税撤廃。
水産品	あじ(生鮮・冷凍)	10%	<ul style="list-style-type: none"> (米国以外)段階的に16年目に関税撤廃。 (米国)段階的に12年目に関税撤廃、ただし8年間現行税率を維持。(10%→0%)
	さば(生鮮・冷凍)	生鮮:10% 冷凍:7%	
	まいわし	10%	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮は段階的に11年目、冷凍は段階的に6年目に関税撤廃。
	ほたてがい	10%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に11年目に関税撤廃。
	まだら	生鮮10% 冷凍6% すり身4.2%	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮は段階的に11年目、冷凍とすり身は即時に関税撤廃。
	するめいか	5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に11年目に関税撤廃。
	あかいか、やりいか	生鮮5% 冷凍3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮は段階的に11年目、冷凍は段階的に6年目に関税撤廃。
	みなみまぐろ、めばちまぐろ、太平洋くろまぐろ、冷凍大西洋くろまぐろ等	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に11年目に関税撤廃。
	生鮮大西洋くろまぐろ、冷凍びんながまぐろ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に6年目に関税撤廃。
	かつお、きはだまぐろ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 即時関税撤廃。
	かつお・まぐろ調製品等	9.6%	
	ます、ぎんざけ、大西洋さけ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に11年目に関税撤廃。
	太平洋さけ、生鮮べにざけ等	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に6年目に関税撤廃。
	冷凍べにざけ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 即時関税撤廃。
	さけ・ます調製品	9.6%	
	干しのり	1.5円/枚、40%	<ul style="list-style-type: none"> 即時に15%削減
	こんぶ	15%	
わかめ、ひじき	10.5%		
うなぎ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 即時関税撤廃。 	
うなぎ調製品	9.6%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に11年目に関税撤廃。 	

合板等

基礎データ

国内生産量 (2013年)	主な生産地			輸入量 (2013年)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
5,112千㎡	-	-	-	4,314千㎡ 【うちTPP参加国1,774千㎡】	マレーシア 1,612千㎡ (37%)	インドネシア 1,092千㎡ (25%)	中国 897千㎡ (21%)
価格・生産量・輸入量の推移 (百円/㎡・千㎡)				関税率		国境措置の概要	
年	2010	2011	2012	2013	2014		
国産品価格	282	408	481	390	493	1次税率 3.9、6、8.5、10%	二次税率 -
輸入品価格	428	473	488	483	654		
国内生産量	4,747	4,644	4,713	5,112	4,953		
輸入量	3,821	4,481	4,321	4,314	4,327		

出典：木材需給報告書(農林水産省)、貿易統計(財務省)、木材建材ウイクリー、日本集材材工業協同組合調
※国産品価格及び輸入品価格は、構造用合板(各年1月時点)。国内生産量は合板及び集材材の計。

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
合板 10%、8.5%(熱帯木材 14種)、6%(その他熱 帯木材、広葉樹、針葉 樹)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大き いものについては、16年目までの長期 の関税撤廃期間+セーフガード。 マレーシア：熱帯木材14種合板、その他 熱帯木材合板、広葉樹合板 ベトナム：広葉樹合板、その他熱帯木材 合板(一部)、針葉樹合板(一部) カナダ、NZ、チリ：針葉樹合板 上記以外のものについては、11年目ま での関税撤廃。

結果分析

- 輸入量4,314千㎡のうち約4割をマレーシア等TPP参加国が占める状況。
- 国産品はこれら輸入品との厳しい競争関係。
- 他方、現在の関税率が10%以下となっている中で、合板と競合・代替するOSB、PBを含め、**長期間の関税撤廃期間を設けるとともにセーフガードを措置**。



- したがって、**TPP合意による影響は限定的と見込まれる**。
- 他方、長期的には、**国産材の価格の下落も懸念**されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

あじ

基礎データ

国内生産量 (2013年)	主な生産地 (生産量シェア)			輸入量 (2013年)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
17.5万トン	長崎県 5.2万トン (29%)	島根県 3.9万トン (22%)	福岡県 0.8万トン (5%)	2.5万トン 【うちTPP参加国0.3万トン】	オランダ 0.9万トン (36%)	韓国 0.4万トン (9%)	ノルウェー 0.3万トン (12%)
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・万トン)				関税率		国境措置の概要	
	2010	2011	2012	2013	2014		
国産品価格	178	181	204	194	193	1次税率 10%	二次税率 -
輸入品価格	142	146	158	197	206		
国内生産量	18.5	19.3	15.8	17.5	16.5(※)		
輸入量	4.0	3.2	3.6	2.5	2.8		

出典：漁業・養殖業生産統計(農林水産省)、水産物流通調査(水産庁)、貿易統計(財務省)
(※)は概数値。輸入品価格は、CIF平均単価(貿易統計)。

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
あじ 10%	<ul style="list-style-type: none"> (米国以外) 段階的に16年目に関 税撤廃。 (米国) 段階的に12年目に関税撤 廃、ただし8年間現行税率を維持。 (10%→0%)

結果分析

- TPP交渉参加国からの輸入量は約0.3万トンと少なく、国内生産量(約17.5万トン)の1/50程度。
- 現在の関税率が10%である中で、10年を超える長期での段階的な関税撤廃。



- したがって、**TPP合意による影響は限定的と見込まれる**。
- 他方、長期的には、**国産価格の下落も懸念**されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

Ⅲ 総合的なTPP関連政策大綱

- 世界のGDPの約4割(3,100兆円)という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出される。TPPはアベノミクスの「成長戦略の切り札」となるもの。
- 本政策大綱は、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの。
- 本大綱に掲げた主要施策については、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- 本大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。

新輸出大国

<TPPの活用促進>

1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPPの普及、啓発
- 中堅・中小企業等のための相談窓口の整備

2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化(「新輸出大国」コンソーシアム)
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

グローバル・ハブ(貿易・投資の国際中核拠点)

<TPPを通じた「強い経済」の実現>

1 TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

2 地域の「稼ぐ力」強化

- 地域の関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化

<食の安全、知的財産>

- 輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等

農政新時代

<農林水産業>

1 攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

2 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

- 米(政府備蓄米の運営見直し)
- 麦(経営所得安定対策の着実な実施)
- 牛肉・豚肉、乳製品(畜産・酪農の経営安定充実)
- 甘味資源作物(加糖調製品を調整金の対象)

農林水産分野の対策の財源については、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

合板等

関税率(TQ、国貨品目は2次税率)

主産地

国内生産量

輸入量(うちTPP参加国)

3.9、6、8.5、10%(貿易加重平均関税率(2013年:6.0%))

5,112千㎡

4,314千㎡(1,774千㎡)

考え方(シナリオ)

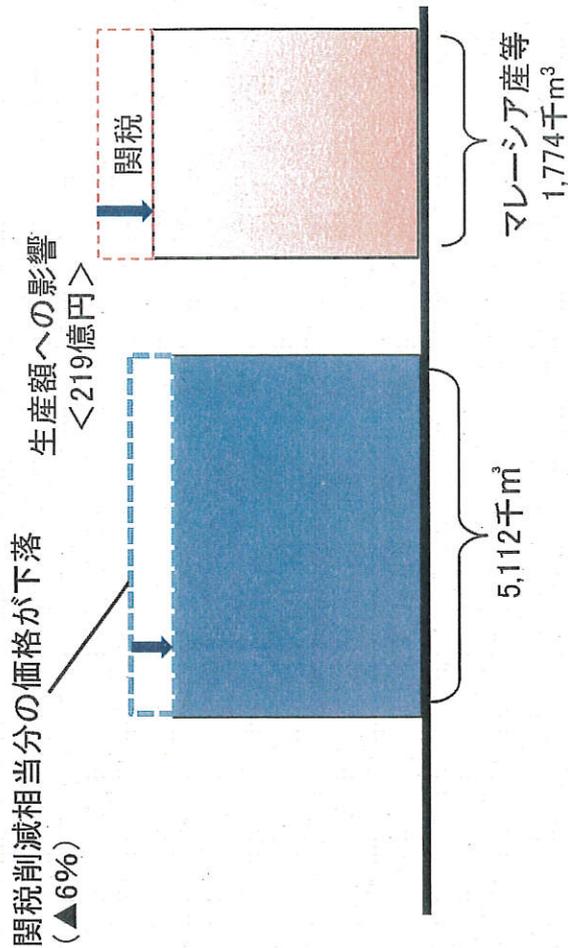
〔試算の前提〕

- マレーシア産の合板をはじめとする輸入品の価格が関税削減相当分下落し、これに伴い競争力を維持する観点から、国産品価格も下落する。

〔国内対策による影響緩和〕

- 国内対策により、生産コストが低減され採算性が確保されることで、引き続き生産や生産者所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる。

イメージ図



生産額(価格(P) × 生産量(Q))は減少するが、体質強化対策の適切な実施により、採算性が確保され、生産や生産者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

国境措置変更による影響試算データ諸元(林産物生産)

項目	単位	合板等	
		データ	データの諸元(参考)※
<競合するもの>			
国産品価格	円/㎡	38,995 49,887	[合板](構造用、12mm厚、910×1,820mm) [集成材](管柱、杉、105mm角、3.0m長) <2013年1月> 【木材建材ウィークリー】
国境措置変更後の 国産品価格	円/㎡	36,655 46,894	[合板](同上) 国産品価格(38,995円/㎡)ー関税削減相当分(2,340円/㎡) [集成材](同上) 国産品価格(49,887円/㎡)ー関税削減相当分(2,993円/㎡)
輸入品価格	円/㎡	48,303 48,000	合板国内卸売価格(構造用、12mm厚、910×1,820mm) 集成材国内卸売価格(管柱、ホワイウッド、105mm角、3.0m長) <2013年1月> 【木材建材ウィークリー】
<競合しないもの>			
国産品価格	円/㎡		
国境措置変更後の 国産品価格	円/㎡		
考え方			国内卸売価格で比較

(3.3%) 6.0%
10.0%

項目	単位	合板等	
		データ	データの諸元(参考)※
<競合するもの>			
国産品生産量	千㎡	3,465 1,647	[合板] 【木材需給報告書(平成25年)】 [集成材] 【日本集成材工業協同組合調べ(平成25年)】
<競合しないもの>			
国産品生産量	千㎡		

※ 合板等については、上記データの価格、生産量の数値は参考であり、生産減少額は国内生産額(3,654億円:経済産業省「工業統計」(平成25年))に貿易加重平均関税率(6%)を乗じて算出。

合板・製材生産性強化対策事業

【29,000百万円】

対策のポイント

生産性向上等体質強化のための合板・製材工場等の整備と原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進します。

<背景／課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、TPPによる新たな国際環境の下で、生産性向上等の体質強化を図るための合板・製材工場等の整備とそれらに向けて原木を安定的に供給するため、間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進することが重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,174万 m^3 (平成25年度) → 3,900万 m^3 (平成32年度))

<主な内容>

地域材の競争力強化に向けて、都道府県が川上から川下までの林業・木材産業等関係者と共同で策定した体質強化計画に基づき、合板・製材工場等の施設整備とそれらに対し原木を安定的に供給する事業者が行う間伐材の生産及び路網整備等に対して都道府県経由で支援を行います。

また、基金を造成し、複数年度の事業実施を可能とするなど弾力的な運用を行います。

1. 木材加工流通施設整備

地域材の競争力強化に資する合板・製材工場及び原木供給の効率化を進めるためのストックヤード等を整備します。

2. 間伐材生産・路網整備

合板・製材工場等に対する原木を低コストかつ安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を実施します。

補助率：基金管理団体へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
基金管理団体：民間団体
事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等

お問い合わせ先：
事業全体 林野庁計画課 (03-6744-2300)
1の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2290)
2の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)

違法伐採緊急対策事業

【200百万円】

対策のポイント

大筋合意されたTPP協定において違法伐採に関する各国の行政措置の実施等が規定されたことから、「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国としても、合法木材の利用促進や違法伐採に係る現地情報の収集など対策の充実を図ります。

<背景/課題>

- ・今般大筋合意されたTPP協定の「環境章」においては、木材生産国の環境破壊や地球温暖化の進行など様々な問題を引き起こす違法伐採について、各国による違法伐採の抑止に働く効果的な行政措置の実施等が規定されました。
- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国としても合法性が証明された木材の利用促進などの取組を行うとともに、違法伐採対策の実施に必要な情報収集等を行う必要があります。

政策目標

輸入木材のうち合法性の証明された木材の割合
(38% (平成26年) →70% (平成32年))

<主な内容>

1. 合法木材の利用促進、違法伐採・合法木材に関する認知度の向上

合法木材の利用促進や違法伐採・合法木材に関する認知度向上のため、地域における木材流通の専門家、環境問題に関する学識経験者などによるワークショップの地域毎の開催、そこで検討された内容等を広く流通の末端である中小事業者等にまで広めるためのセミナー等の開催及び各種の広報を行います。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 違法伐採に係る現地情報の収集等

輸入業者等事業者が木材の取引において、違法伐採木材を回避することに向けて、違法伐採に係る木材流通実態・事業者動向などの現地情報の収集や、リスク評価に係る事業者の先進的な取組動向の把握等を実施します。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：
林野庁木材利用課木材貿易対策室 (03-3502-8063)

(2) 木材製品輸出特別支援事業 100百万円
 日本の加工技術を活かした輸出向けの新たな木材製品仕様の作成、製品の試作・改良等、日本産木材製品のブランド化に取り組むとともに、木材製品の展示・PRや市場情報の収集・提供等、輸出先国における販売促進活動を支援します。
補助率：定額
 事業実施主体：民間団体

(3) 水産物輸出拡大緊急対策事業 5,500百万円
 ① 水産物輸出促進緊急基盤整備事業<公共>
 大規模流通・輸出拠点漁港(特定第3種漁港等)を核とした地域において、一貫した衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要の共同利用施設等を一体的に整備します。
国費率：1/2等
 事業実施主体：国、地方公共団体、水産業協同組合

② 水産物輸出促進緊急推進事業
 水産加工施設のHACCP基準を満たすための改修整備や機器整備への支援、海外でのプロモーション活動等を実施します。
補助率：定額、1/2以内
 事業実施主体：民間団体等

(4) 日本食魅力発信輸出促進緊急対策事業 300百万円
 海外メディアを活用して幅広い層に日本食や日本産農林水産物・食品についての正しい知識の取得、理解の増進等を促すとともに、料理講習会等の品目横断的なプロモーションを行い、品目別の取組と連動して、日本産農林水産物・食品の購買行動へとつなげる取組を実施します。
委託費
 委託先：民間団体

2. 農畜産物輸出拡大施設整備事業 4,300百万円
 農畜産物の輸出の拡大に資する生産から流通までの共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援します。
(交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
 事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等)

3. 日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業 10百万円
 国際的な取引に通用する日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等の策定を推進するため、規格・認証スキーム等の具体的ニーズの調査、普及、活用のための調査等を支援します。
(補助率：定額
 事業実施主体：民間団体等)

お問い合わせ先：

1の(1)①の事業	政策統括官付農産企画課	(03-6738-8964)
1の(1)②の事業	生産局食肉鶏卵課	(03-3502-5989)
1の(1)③の事業	生産局園芸作物課	(03-3502-5958)
1の(1)④の事業	生産局地域対策官	(03-6744-2117)
1の(2)の事業	林野庁木材利用課	(03-6744-2299)
1の(3)①の事業	水産庁計画課	(03-3502-8491)
1の(3)②の事業	水産庁加工流通課	(03-3502-8427)
1の(4)の事業	食料産業局食文化・市場開拓課	(03-6744-0481)
2の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
	食料産業局食品流通課	(03-6744-2059)
3の事業	食料産業局食品製造課	(03-6738-6166)